

特定処遇改善加算算定に係る「見える化要件」について

介護職員等特定処遇改善加算/福祉・介護職員等特定処遇改善加算算定に係る「見える化要件」について

社会福祉法人 敬仁会

「介護職員等特定処遇改善加算」「福祉・介護職員等特定処遇改善加算」とは

介護職員、福祉・介護職員の処遇改善についてこれまで取り組みが行われてきましたが、「新しい経済政策パッケージ(平成29年12月8日閣議決定)」において、「介護人材確保のための取り組みをより一層進めるため、経験・技能のある職員に重点化を図りながら、介護職員、福祉・介護職員の更なる処遇改善を進める」とされ、令和元年10月消費税引き上げに伴う報酬改定において「介護職員、福祉・介護職員特定処遇改善加算」が創設されました。この加算取得のためには、下記の3つの要件を全て満たしている必要があります。

- (1) 処遇改善加算Ⅰ～Ⅲのいずれかを所得していること
- (2) 処遇改善加算の職場環境等要件に関し、複数の取り組みを行っていること
- (3) 処遇改善加算に基づく取り組みについて、ホームページ掲載等を通じた見える化を行っていること

「見える化」要件とは

介護職員、福祉・介護職員等特定処遇改善加算を取得するためには、上記算定要件についての具体的な取り組み内容を「見える化」＝「情報公開制度や法人ホームページを活用するなどして、外部から見える形で公開すること」が求められます。

○介護職員、福祉・介護職員等処遇改善加算/特定処遇改善加算取得状況

・介護部門

処遇改善加算Ⅰ

特定処遇改善加算Ⅰ、Ⅱ

・障がい部門

処遇改善加算Ⅰ

特定処遇改善加算Ⅰ

※なお、当法人の各施設・事業所の取得状況については、下記にて公表しております。

・介護部門

介護サービス情報公表システム

・障がい部門

障害福祉サービス等情報検索システム

職場環境等要件について

| 区分 | 内容 |
|---------------------|---|
| 入職促進に向けた取組 | <ul style="list-style-type: none"> ・法人や事業所の経営理念やケア方針・人材育成方針、その実現のための施策・仕組みなどの明確化 |
| 資質の向上やキャリアアップに向けた支援 | <ul style="list-style-type: none"> ・働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援等 ・エルダー・メンター(仕事やメンタル面のサポート等をする担当者)制度等導入 |
| 両立支援・多様な働き方の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ・子育てや家族等の介護等と仕事の両立を目指す者のための休業制度等の充実、事業所内託児施設の整備 ・職員の事情等の状況に応じた勤務シフトや短時間正規職員制度の導入、職員の希望に即した非正規職員から正規職員への転換の制度等の整備 |
| 腰痛を含む心身の健康管理 | <ul style="list-style-type: none"> ・介護職員の身体の負担軽減のための介護技術の修得支援、介護ロボットやリフト等の介護機器等導入及び研修等による腰痛対策の実施 ・短時間勤務労働者等も受診可能な健康診断、ストレスチェックや、従業員のための休憩室の設備等健康管理対策の実施 ・事故、トラブルへの対応マニュアル等の作成等の体制の整備 |
| 生産性向上のための業務改善の取組 | <ul style="list-style-type: none"> ・タブレット端末やインカム等のICT活用や見守り機器等の介護ロボットやセンサー等の導入による業務量の縮減 ・高齢者の活躍(居室やフロア等の掃除、食事の配膳・下膳などのほか、経理や労務、広報なども含めた介護業務以外の業務の提供)等による役割分担の明確化 ・業務手順書の作成や、記録・報告様式の工夫等による情報共有や作業負担の軽減 |
| やりがい・働きがいの醸成 | <ul style="list-style-type: none"> ・ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善 ・地域包括ケアの一員としてのモチベーション向上に資する、地域の児童・生徒や住民との交流の実施 |